

## 慶弔金と退職金について

加入者同士が結婚した場合、慶祝金の受給申請はどのようにになりますか。

双方とも慶祝金の受給を申請することができます。

夫婦が共に加入者である場合、妻の出産した際の慶祝金の受給申請はどのようにになりますか。

双方とも慶祝金の受給申請が行えます。

例えば双子が生まれた場合、加入者1名につき子ども2人分の慶祝金が支給されますので、それぞれ慶弔金受給申請書を2枚ずつご提出ください。

結婚をしたので、慶祝金の受給申請を行う予定です。銀行口座の名義人をまだ変更していません。旧姓のまま申請してもよろしいでしょうか。

口座名義人が旧姓でも申請をお受けします。

ただし、途中で口座名義人を変更した場合は共助会事務局までご連絡ください。

共助会が申請者の口座名義人の変更手続きを行わないと、送金が遅れてしまいます。

退職した後、共助会から退職所得の源泉徴収票が届きました。これを持って税務署へ確定申告に行く必要はありますか。

共助会だけの退職所得で税金が発生することはありません。この場合、確定申告する必要はありません。

ただし、他の共済制度にも加入していて、そこからの退職金と共助会の退職金を合算することにより税金の控除額を超えた場合は税金が発生しますので、税務署へ確定申告する必要があります。

共助会の加入者ではない配偶者が出産した場合、慶祝金の受給申請はできますか。

加入者である夫が受給申請を行い、慶祝金を受け取ることができます。

身内が亡くなった場合、共助会への手続きはどのように行えばよいですか。

身内の方は、弔慰金の申請対象となりません。  
現行では、加入者本人が亡くなった場合のみ、遺族が遺族一時金および弔慰金を申請することになります。

慶祝金の受給申請を忘れていました。遡って申請することは可能ですか。

受給申請書類の有効期限は5年間となっています。  
結婚や出産の事象が発生してから5年以内であれば、当初在籍していた施設から書類を提出していただくことにより遡って申請することが可能です。5年以上経過している場合は、無効となります。  
なお、結婚や出産があったときに共助会の加入者でないと、申請することはできません。

退職金が貰える条件は、どのようになっていますか。

掛金の納付月数が12ヶ月以上であれば、退職金が発生します。  
休職により施設に在籍されている期間と納付期間に差が生じることもありますので、退職する前に事務担当者へご確認ください。

結婚や出産に伴う届出を遡って受理してもらうことは出来ますか。

事象が生じた月に会員となっていれば、慶祝金の支給は可能です。5年を越える場合、届出は無効となります。